

秋田市告示第220号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月18日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田県潟上市天王字上江川9番地4

氏名 伊 藤 皐 大

2 送達する書類

交付要求通知書 1通